

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的以外の有価証券
- ・時価のないもの  
原価法によっている

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品  
最終仕入原価法による原価法によっている
- ② 原材料  
最終仕入原価法による原価法によっている

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定額法によっている
- ② 無形固定資産  
定額法によっている

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
- ② 賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

#### (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ア なごみかぜ工房拠点(社会福祉事業)
  - 「法人本部」
  - 「なごみかぜ工房(就労継続B)」
  - 「指定相談支援事業所 風の窓」
  - 「日中一時支援事業」
- イ 生活介護事業所 風の森拠点(社会福祉事業)
  - 「生活介護事業所 風の森」
- ウ 地域生活支援事業所 ふう拠点(公益事業)
  - 「地域生活支援事業所 ふう」
- エ 障がい児放課後児童クラブ はるかぜ拠点(公益事業)
  - 「障がい児放課後児童クラブ はるかぜ」
- オ 共同生活援助 風の駅舎番館拠点(社会福祉事業)
  - 「風の駅舎番館」

### 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	29,966,594	0	0	29,966,594
建物	127,611,701	19,016,479	7,335,819	139,292,361
合計	157,578,295	19,016,479	7,335,819	169,258,955

### 7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	139,292,361円
計	139,292,361円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	68,432,000
計	68,432,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	201,750,078	62,457,717	139,292,361
建物(付属設備)	17,780,827	2,327,118	15,453,709
構築物	20,973,941	10,890,181	10,083,760
機械及び装置	15,761,126	8,130,688	7,630,438
車両運搬具	22,590,677	15,679,793	6,910,884
器具及び備品	6,342,626	3,907,897	2,434,729
合計	285,199,275	103,393,394	181,805,881

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者の取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし